

指名停止一覧

No.	業者名	所在地	代表者	指名停止期間			適用条項	理由
				始期	終期	期間		
1	株式会社 大林組	東京都港区 港南二丁目1 5番2号	代表取締役 佐藤 俊美	令和8年 5月7日	令和8年 6月6日	1か月	印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第1項別表第1第9号(県の指名停止の通知)	左記業者及びその社員2名は、令和6年12月25日、山梨県南巨摩郡富士見川町におけるトンネル新設工事に関し、鵜沢労働基準監督署による立入検査の際に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年3月24日、鵜沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
2	東洋シャッター株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目3番2号	代表取締役 岡田 敏夫	令和8年 5月7日	令和8年 6月6日	1か月	印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第1項別表第1第9号(県の指名停止の通知)	左記業者は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有していない者との間で締結していたことにより、令和8年2月24日に国土交通省近畿地方整備局から建設業法に基づく営業停止命令を受けた。